

禁煙外来のお知らせ

～当院では禁煙治療を行っています～

ニコチン依存症は疾病であるとの位置づけが確立され、以下の全ての条件に該当し、医師がニコチン依存症の管理が必要であると認めた方が、保険診療の対象となります。

- 外来の患者様(入院中の患者様は対象外)
- ニコチン依存症に係るスクーリングテスト(TDS)で、ニコチン依存症と診断された方
- 35歳以上の方については、ブリンクマン指数(=1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上
- 直ちに禁煙することを希望し、「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療プログラム(12週間にわたり計5回の禁煙治療を行うプログラム)について説明を受け、文書により同意している方



一般財団法人 大原記念財団 大原綜合病院

平成30年1月1日